



地区補助金(DSG) 授与と受諾の条件

地区補助金を受諾することは、地区補助金の実施に関する管理委員会の要件に従うことへの同意を意味します。

I. 地区補助金の基準

地区補助金は、地区の奉仕活動や人道的活動を支援します。補助金の支援を受けるプロジェクトの要件は次の通りです。

- A. 受益地域社会の意向を尊重すること。
- B. 補助金受領地区の国以外の国で補助金による活動を実施する場合、実施国の伝統と文化を理解し、受け入れること。
- C. 標準の人道的補助金の方針および指針にすべて従うこと。受領資格に関する方針と管理委員会が定めた基準についてはロータリー・ウェブサイト、www.rotary.orgを参照のこと。

II. 地区補助金へのロータリアンの参加

地区ロータリー財団委員会委員長は、地区補助金の第一連絡担当者としての役割を果たします。地区ロータリー財団委員会委員長の職が交替する際、新しい委員長が地区補助金に関連するすべての活動に関して、ロータリー財団と連絡を取る責務を負うこととなります。現地区ロータリー財団委員会委員長は、委員会および地区を代表してロータリー財団とのすべてのコミュニケーションを図ります。

地区のロータリアンは、各地区補助金プロジェクトに積極的に参加しなければなりません。従って、補助金資金のプロジェクトおよび支出を監督するため、提唱地区の少なくとも3名のロータリアンからなる委員会を設置する必要があります。仮にプロジェクトが次のロータリー年度に渡っても、委員会の委員は、地区補助金プロジェクトの全期間中任務を継続します。委員会についてのいかなる変更も正式にロータリー財団へ連絡し、責務を確実に引き継ぎ、地区補助金の活動を成功させるため、新しいプロジェクト委員会にはプロジェクトに関する書類を手渡されなければなりません。地区補助金は、以下を実行するロータリアンの直接関与を必要とします。

- A. 地域社会のニーズを査定し、プロジェクトの計画を立てる。
- B. 資金の支出を管理するため、少なくとも3名のロータリアンを含む委員会を設置する。
- C. 補助資金を監視する。
- D. プロジェクトの実施に参加する。
- E. 地域社会の参加と所有権を証明する。
- F. 地元の奉仕活動提供者、地元自治体役員、および(または)受益者との会合を手配する。
- G. 地元メディアを通じてプロジェクトを広報する。

III. 地区補助金の授与と支払方法

地区補助金の支払いは、以下の条件がすべて満たされるまで行われません。

- A. ロータリー財団が、提唱ロータリー地区から、記入漏れのない署名入りの地区補助金申請書および同意書（地区ロータリー財団委員会委員長および適切な地区ガバナー・エレクトまたは地区ガバナーが署名をしたもの）を受理すること。
- B. ロータリー財団が適切な補助金受取人に関する情報を受理すること。
 - 1. 地区補助金は、ロータリーが管理する、最低 2 名の署名がなされたプロジェクト口座に振り込まなければならない。これは、本補助金専用設置された別個の口座であることが望ましい。地区補助金の口座名には、「Rotary District 1234」または「District Simplified Grant # 12345」などが考えられる（ただし、これに限定されない）。
 - 2. 地区補助金は、個人、協力団体または受益者には支払われない。
- C. 米貨 25,000ドルを超える補助金の場合、ロータリー財団に使用計画と広報計画を提出済みであること。
- D. 地区がこれまで実施した地区補助金に関する義務づけられた報告書を、すべて提出済みであること。
- E. 地区が一度に維持することが許される未完了の地区補助金プロジェクトの数は、2 件までとされている。次の地区補助金が支払われる前に、明らかな進捗を実証するものとして、現行の補助金総額のおよそ 50 パーセントの支出（支払いが認められた項目）が記載された報告書が提出されなければならない。
- F. 地区は 1 プログラム年度に 1 件のみ地区補助金を申請することができる。設定されている地区補助金に対して増額を要請する場合、増額の要請は、補助金がまだ承認されている間に行われなければならない。補助金資金がいくらかでも支払われたら、地区補助金の支給額を増額することはできない。

IV. ロータリー財団の資金の管理

地区補助金の受領者は、次の事項に同意します。

- A. ロータリー財団の補助金を常に損失、悪用、流用から守り、神聖な信託財産として取り扱うこと。
- B. 明確な責任内容の説明、適切な財政管理、プロジェクト活動や財務取引に関する十分な透明性を維持することにより、細心の注意を払って監督することを保証すること。
- C. ロータリー財団補助金を、ここに概述され、厳密に解釈される該当する目的のみに使用すること。認められないあるいは補助金の対象に該当しない支出項目、および／または認められないあるいは補助金の対象に該当しない目的で使用された資金は、ロータリー財団に返金されなければならない。
- D. 補助金に関連する金銭取引およびプロジェクト活動はすべて、少なくとも標準的な事業慣行に則って行い、常に「ロータリアンの職業宣言」および「四つのテスト」の精神を全面的に全うすること。すなわち、
 - 1. 全取引に関する会計記録を維持し、領収書や請求書の原本を最低 5 年間（地元の法律や規定によって定められている場合はそれ以上）は保管することが要請される。
 - 2. プロジェクト経費の直接の支払いや財団への資金返還の場合を除き、他に資金を流用することなく、確立されたプロジェクト用口座に補助金を保管することが要請される。
 - 3. 補助金で購入した備品やその他の財産を管理する在庫管理システムを確立し、プロジェクトで購入したもの、つくられたもの、配布されたものの記録をつけることが要請される。

- E. たとえ表面的なことであれ、ロータリー財団の補助金が不正に使用されていると人々の目に映るようなことがないよう、細心の注意を払って防ぐこと。そのような注意は、個人事業や企業の資金の使用における場合以上に細心であることが望まれる。
- F. 利害の対立の疑いがある場合は、開示する。利害の対立とは、プログラム補助金の受領や授与に関わる個人が、自分やその家族、個人的な知人、仕事上の同僚、仕事上の関心分野、あるいは自分が管理委員、理事、役員を務める組織に恩恵を与える、または恩恵を与えるように見受けられる状況を指す。一切の情報の開示については、補助金の承認に先立って説明がされなければならない。
1. 業者とロータリー関係者の関係に関わらず、妥当な経費で最良のサービスを確保できるよう、公平、透明、かつ完全な見積もり要請と入札手続を行わなければならない。ロータリー関係者が、ロータリアン、ロータリアンが所有または運営する物資やサービスの提供者、財団と協力関係にある機関、組織、団体の職員に資金を支払うような事業を検討する場合、利害の対立が起こりうる。
 2. マッチング・グラントの協力団体、業者、受益者に関係して理事を務めていたり、職務上の責任を負っているロータリアンは、プロジェクト委員を務めることができない。
- G. 補助金に関連したいかなる不測の出来事も、ただちにロータリー財団へ報告すること。
- H. 本補助金の完了時には、未使用の補助金および(または)利息収入はすべてロータリー財団へ返還すること。
- I. 地区補助金を(直接または間接的に)送金する前に、あるいは、米国の法律で経済制裁または貿易制裁を受けている国(現在制裁下にあるのは、キューバ、イラン、スーダン、リビア、北朝鮮、ミャンマーなどである。ただし、これらの国々に限らない)や団体において、またそのような個人の下で使うための物品やサービスを購入するために地区補助金を使用する前に、ロータリー財団からの承認を得ること。これは、ロータリー財団が、このような補助金使用を認めるために必要な規制に関する承認を得るために必要である。

V. 適切な補助金の使用

- A. ロータリー財団からの補助金は、次の事柄を満たさなければなりません。
1. 補助金の使用に関わるすべてのロータリアンによる積極的かつ直接的な関与を推進すること。
 2. 異なる地域社会や国のクラブが協力し、プロジェクト実施地のロータリー・クラブが推進したプロジェクトをロータリアンが実施することで、ロータリーのネットワーク強化を促進すること。ロータリー財団の支援を受けるプロジェクトは、受益地域社会における実際の人道的ニーズを満たすこと。
 3. 恒久財団、信託または恒久的に利子の発生する口座を開設しないこと。補助金プロジェクトは回転ローン資金の設立を含むことができるが、借用者の返済計画に関する詳細な説明と研修を与えること(IXの項参照)。
 4. ロータリアン、ロータリー・クラブ、ロータリー地区、その他のロータリー関係組織、または国際ロータリーの職員、または前記の配偶者、直系卑属(血縁による子または孫、入籍している養子)、直系卑属の配偶者、または生存ロータリアンまたはロータリー職員の尊属(血縁による両親または祖父母)に直接利益をもたらすものでないこと。
 5. 既存の財団あるいは他のロータリー提唱プログラムと重複しないこと。
 6. ロータリー財団、または国際ロータリーに対し、補助金の金額を支払うこと以外に何の責任をも負わせないこと。

7. ワクチンおよび予防接種に関わりのあるプロジェクトは、ポリオ・プラス・プログラムと世界保健機関の受領資格、手続、方針に従うこと。
8. 既に着手し進行中のプロジェクト、既存のプロジェクト、主としてロータリー以外の組織によって提唱されている活動、ならびに既に完了しているプロジェクトに対しては、クラブや地区に弁済しないこと。

B. 補助金を以下の目的に使用してはならない。

1. 土地および建物の購入。補助金プロジェクトが建物の建設を伴う場合、建設はクラブ/地区資金で賄うか、または協力団体からの資金により調達しなければならない。財団はこのような建設工事が完了するまで補助金を支払わない。
2. 居住、仕事、営利目的の活動に従事するための建物、あるいは製造、加工、メンテナンス、倉庫などを営むための建物、コンテナ、および仮設住宅の建設。側道、井戸、貯水池、ダム、橋、掘り込み式便所、トイレ式、給水設備などの基幹施設およびその他の類似した構造の建設は認められる。
3. 居住、仕事、営利目的の活動に従事する建物、あるいは、製造、加工、メンテナンス、貯蔵などを含む活動を営む建物、コンテナ、および仮設住宅の配電、水道などの設備を新しくしたり、改善したりすることを含む建物の修復。認められない費用には以下が含まれる(ただし、これらに限定されない)。

認められていない建設や改修
電化
窓/ドア
壁/屋根
内装工事(絨毯、ペンキ、防音設備)
冷暖房
光熱設備の修理
配管
取り壊し工事
雑項

4. 協力団体または受益者のために働く個人に対する給与、報酬、謝礼。
5. あらゆる団体の運営費や管理費を賄うこと。
6. 高等教育活動、研究、自己開発または職能開発。
7. 特定の受益者、協力団体またはプロジェクトに対する過大な支援。
8. 国際旅費全般への支払い。
9. 募金活動。
10. 受益者への未指定寄付あるいは現金寄付。ただし回転ローン・プロジェクトを通じたものは例外とする。補助金は、予算項目にある人道的物資の購入に使用すること。
11. 地区大会または創立記念日などのロータリーの行事に関連した費用。
12. 人道的な側面を持たない娯楽費や接待費。

13. 協力団体や受益団体への寄付。教会やその他の礼拝所における宗教を目的とした社交行事に対する支援。
14. 財団から承認された以外の目的。
15. 補助金の承認前に生じた経費を支弁するため、既に存在するプロジェクトに資金援助をするため、または、ロータリー以外の団体が主に提唱する活動に資金を提供するため。
16. 恒久財団、信託、恒久的に利子を生む口座を開設すること。これは定期預金に補助金が投じられる場合でも、プロジェクト経費の支払い以外の目的で指定のプロジェクト用口座から資金を動かすことになるので認められない。補助金プロジェクトは、財団からの承認を受けた上で回転ローン資金の設立を含むことができるが、借用者の返済予定計画に関する詳細な説明と研修を提供しなければならない。
17. 以下の人に直接利益をもたらすこと。ロータリアン、ロータリー・クラブ・ロータリー地区・その他のロータリー関係組織または国際ロータリーの職員、その配偶者や直系卑属(血縁による子または孫、入籍している養子)、直系卑属の配偶者、または生存ロータリアンあるいはロータリー職員の尊属(血縁による両親または祖父母)。
18. 既存の財団あるいは他のロータリー提唱プログラムと重複すること。
19. 個人の学位取得や職業的向上のために計画したり、また個人が研修や会議、あるいは国際交流に参加することを目的としてプロジェクトを提唱すること。プロジェクトは研修教育を含むことはできるが、その研修は短期かつ基礎的な教育／専門職務上のニーズのみに応えるものでなければならない。
20. ロータリー財団への寄付、または、マッチング・グラントや 3-H 補助金を含むすべての人道的補助金プログラムへの寄付としての使用。

VI. 時間的制限

管理委員会は、地区が 1 ロータリー年度以内に、補助金を受領、配分、使用し、使途を報告することを前提として地区補助金を設置しました。次の期限は、地区が適時に地区補助金プロジェクトを実施できるよう設けられたものです。

- A. 地区補助金を使用できるロータリー年度の前年度の 5 月 15 日までに承認を受けるには、提唱者は、3 月 31 日までに地区補助金の申請を提出し、すべての必須条件を満たすことが強く奨励されている。定められているプログラム年度の 5 月 15 日までに承認されなかった場合、地区補助金の申請は取り消されることになる。
- B. 前回の補助金に関する正確な報告が少なくとも 12 カ月ごとに提出されていない場合、地区は新しい地区補助金に着手することができなくなる。提唱者は、補助金の賦払金の支給から 12 カ月以内に顕著な進展を見せていることを実証しなければならない。さもなければ、補助金は取り消され、地区は補助金を返金しなければならない。
- C. 提唱者は、プログラム年度の **5 月 15 日** までに支払い要件をすべて満たさなければならない。プログラム年度終了後は地区補助金を使用不可能となるため、承認済みの地区補助金が同日までに支払い要件が満たさない場合には、取り消されることになる。

VII. 報告義務と独立会計監査

ロータリー財団の管理委員会は、地区補助金受領者に以下を義務づけています。

A. 中間(進捗)報告と最終報告を提出すること。

1. 補助金が支給されたら、プロジェクトの実施期間中少なくとも 12 カ月ごとに、補助金の使用、プロジェクト進行状況の詳細、財務状況、およびプロジェクトの推定完了日に関する中間報告書を提出すること。
2. 補助金を全て支出してから 2 カ月以内に最終報告書を提出すること。プロジェクト実施と資金支出においてロータリー財団の方針および指針に従っていない場合、当該地区は不恰当に使用された資金を全額返済し、最長 5 年間、将来の補助金受領が禁じられることになる。中間報告書と最終報告書には、次の事項が含まれていなければならない。
 - a. 各補助金支給プロジェクトについて明確にまとめられたプロジェクトの成果に関する陳述文。
 - b. 受益者に与えたプロジェクトの影響に関する情報。
 - c. 各補助金支給プロジェクトについてのロータリアンの監督、管理、関与に関する詳細な説明。
 - d. 収支明細。
 - e. 収支明細書を裏付ける地区からの銀行明細書。
 - f. プロジェクトの実施およびそれによって得た経験を基に、次のロータリー年度に地区をどのように導いていけるかに関する詳しい陳述書。
3. 地区が、現行の地区補助金プロジェクトの中間報告の提出を怠ったり、他の種類の補助金の最終報告を提出していなかったりした場合、新しい補助金の申請書は受理されないまま地区に返送される。

B. 地区は、補助金の終了後、補助金の支出費用に関する領収証を地元の法律の定める方法で、少なくとも 5 年間、保管しなければならない。ロータリー財団は、補助金の支出費用に対する領収証の提出を求める権利を保有する。

C. 独立した会計報告(会計監査)を提供すること。

補助金の全受領者は、独立会計監査または会計監査を行うよう奨励されている。ただし、米貨 25,000ドルを超える補助金については、独立会計報告/会計監査が義務づけられている。

独立会計報告/会計監査は、プロジェクトと一切関係していない免許を有する「会計士」または「会計事務所」によって行われなければならない。プロジェクト地区(補助金が送られた地区)の地区ガバナーがそのような独立した会計士、もしくは会計事務所を指定しなければならない。ロータリー財団は必要に応じて監査人を任命する権利を有している。

独立会計報告/会計監査は、次に挙げる事項を監査する。

1. プロジェクトのために受け取った資金が、使用計画に沿った形で使われたかどうか、また計画通りに使われなかった場合はその原因を特定する。
2. 標準的な会計基準に則って会計が維持されているかどうか、また、米貨 25 ドルを超えるすべての支出および支払いの全領収書が完全に保管されているかどうかを調べる。
3. 意図された目的に従って資金が使われ、適切な記録が維持され、管理システムが正常に機能していることを確認するため、支出項目を精査する。このような精査には、以下が含まれるべきである。
 - a. 支出項目をいくつか選び、証拠資料との一致を確認すること。
 - b. 補助金の「授与と受諾の条件」に則って、資金が使用されたことを確認するため、支出の全項目を見直すこと。

- c. どのような購入手続きが取られたかを確認すること。
- 4. 補助金が、利付き口座に預金されているかどうかを調べ、利子収入がどのように使われたかを示す文書を確認する。
- 5. 銀行明細書を審査し、すべての収支が正しく、適時に管理されているかを調べ、プロジェクト開始時と終了時の収支残高が、プロジェクトの財務記録および銀行明細書と一致していることを確認する。
- 6. すべてのプロジェクト活動(資金の換金を含む)が、地元の法律や規制に従って行われたかどうかを見極める。
- 7. ロータリアンが銀行口座の名義人であり、すべての支払い口座に 2 人のロータリアンの署名が義務付けられているかどうかを明確にする。

この独立会計監査は、最初の補助金支払を受け取ってから 15 カ月以内にロータリー財団に提出しなければならない。その後、補助金が公式に終了したことの通知を受け取るまで、12 カ月ごとに同様の報告書を提出しなければならない。すべての補助金記録(財務記録を含む)は、活動終了後 5 年間は保管されなければならない。これらの記録には、領収書や、支払済み小切手、請求書などが含まれる。ロータリー財団はいかなる補助金に対しても、規模の大小や時期を問わず、いつでも監査を行う権利を有している。

主要な協同提唱者は、独立会計報告/会計監査を毎年行う責任を有し、その費用は、すべての当事者が分担することができる。米貨 25,000ドルの補助金に関しては、会計監査の費用を補助金受領者が支払うことができない場合、プロジェクト実施期間中にこの目的で、年に米貨 500ドルまでの地区補助金の使用を申請できる場合がある。

- D. ロータリー財団の監査に協力する。
 - 1. ロータリー財団はいかなる補助金に対しても、規模の大きさや時期を問わず、いつでも監査を行う権利を有している。
 - 2. これに加え、ロータリー財団は、随時、プロジェクトを見直し、追加書類の提出を要請する権利を有し、その経過が満足の行くものではないと財団が判断した場合は、支払の一部あるいは全部を停止する権利を有している。
 - 3. 地区は、補助金使用期間中および補助金プロジェクト完了日後 5 年間は、詳細、正確かつ完全な財務記録を保管する。

VIII. 人口増加および経済開発

ロータリー財団は、人口増加ならびに開発に関する、RI の声明の目標と目的を含む国際ロータリーのプログラムを支援します。

地区は、人口増加プロジェクトに関連する以下の事項への支出に、ロータリー財団の資金を活用することができます。

- A. 胎児期における投薬/ビタミン投与
- B. 出産時の投薬
- C. 新生児検診
- D. 出産を助けるための手術器具
- E. 胎児検診
- F. 超音波設備(患者の診断と診療用に使われる場合に限る)
- G. 教育および研修
- H. 公衆衛生教育

- I. 家族計画に関する研修
- J. 性的感染症に関する情報
- K. 地域社会の衛生保健研修
- L. バランスのよい食事と栄養に関する認識向上

IX. 回転ローン

地区補助金の資金を使用して回転ローン・プロジェクトを実施する地区は、事前にロータリー財団職員に連絡を取り、プロジェクトを実施する資格条件が満たされているかどうかを確かめてください。

- A. 回転ローン(小口融資)プロジェクトのスポンサーは、以下の方針を遵守しなければならない。
 - 1. 1団体につき、融資される額は米貨 10,000ドルまでに限られている。1件の補助金で、2つ以上の団体が融資による支援を受けることができる。融資を受ける団体は、約 30名の個人からなる団体であると定義され、各人が互いの保証人になり合う。
 - 2. 回転ローン資金プロジェクトを含む申請は、技術的な問題および長期的な実行可能性に関して、人道補助金顧問グループにより審査され、その後で管理委員会に提出される。
 - 3. ロータリー財団は、協力団体の関与する回転ローン資金に関しては、それらの団体がロータリー財団の必要条件を満たし、活動に地元のロータリアンを多数関与させると実証するまでは、補助金の申請書を審査の対象とみなさない。
 - 4. ロータリー財団の補助金は、ローン資金が自助自立できるようになるまで、回転ローン・プロジェクトを支援するための立ち上げ費用として、ロータリー・クラブや地区が使用することができる。
 - 5. ロータリー財団からの回転ローン資金の元金から生じた利子収入は、回転ローン・プロジェクトを支援するための管理運営費に使用することができる。
 - 6. プロジェクトのロータリアン協同提唱者が、回転ローン資金を継続しないことを決定した場合には、地元の資金をロータリー財団に返金しなければならない。
- B. 回転ローン資金の設立を含むプロジェクトのための補助金は、
 - 1. 受益者に対する研修、および返済計画に関する詳細な情報を提供しなければならない。
 - 2. 融資を受ける団体に資金を送金する前に、それらの各団体ごとに「回転ローン資金同意書」を交わさなければならない。各同意書には、利率、貸出し額、および返済予定計画を含む、融資を受ける当該グループのための具体的な融資の方針が明記されなければならない。
 - 3. ロータリー財団への報告を止めた後も、ロータリー財団からの資金が回転ローンのために使用され続けることを確認した、継続計画書が承認されなければならない。

X. ロータリーの名称、および徽章の使用に関する指針

「ロータリー」の名称および徽章の使用に関する指針は、RI の指針です。地区補助金の資金支援によるプロジェクトの命名、およびそのプロジェクトがいかなる書類で言及される場合であっても、次の規定に従う必要があります。

- A. ロータリーの名称
 - 1. RI 理事会は、ロータリー・クラブの名称やロータリー地区を伴って使用される場合を除き、「ロータリー」という名称が国際団体としての国際ロータリーを指すものであると定めている。
 - 2. 全面的に国際ロータリーの管理下でない新プロジェクト名やプログラム名に「ロータリー」の名前を使用する場合は常に、徽章に加えて参加ロータリー・クラブの名前や地区を含めなければならない、また「国際」という名称を用いてはならない。

3. 「ロータリー」と「財団」という語を用いる場合は、この 2 語を続けて用いてはならず、参加するロータリー・クラブ名や地区などを付加することによって離して使わなければならない。
4. RI の全面的管理下でない現行のプログラムで、これらの指針に従っていないものは、所属を明確にする字句(例、「ロータリー」の名称を用いる場合は、参加するロータリー・クラブの名称や地区を入れる)を追加して改名しなければならない。
5. 指針に準拠していないいかなるプロジェクトの命名も、個別に RI 理事会の承認を得なければならない。

B. ロータリーの徽章

1. 「ロータリーの徽章」は「ロータリーの名称」と同じく国際組織である国際ロータリーを表すものである。
2. 全面的に国際ロータリーの管理下でないプロジェクト、プログラム、あるいは活動に「ロータリーの徽章」が用いられるときはいつでも、徽章に加えて参加ロータリー・クラブ名、地区が用いられなければならない。徽章に直接隣接し、しかも徽章の大きさに合わせて同様に目立つように入れられなければならない。
3. 「ロータリーの徽章」を複製する場合は、国際ロータリーの徽章の正しい仕様に合わせなければならない。
4. 日本事務局奉仕室職員(クラブ・地区支援担当職員)からカメラレディ(版下)形式で図が入手できる。
5. ロータリーの徽章を変更、修正、追加して使用することは認められない。徽章は忠実に複製され、常にマーク全体が見えるように使用しなければならない。
6. 国際ロータリーの細則では、RI の徽章を他の組織の徽章やロゴと組み合わせて使うことは認められていない。これらの名称、徽章、バッジその他の記章を他の名称または徽章と組み合わせて使用することは RI の承認しないところである。

地区補助金に関する質問がありましたら、地区補助金担当職員にご連絡ください。

District Simplified Grants
The Rotary Foundation
One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, Illinois 60201 USA
電話 : 1-847-866-3000
ファックス: 1-847-328-8554

地区補助金 授与と受諾の条件 2007 年 8 月